

神戸市下水道条例施行規則の一部改正について（概要）

1. 規則改正の趣旨

ご家庭の下水ますや排水管などの排水設備の工事は、法令等で定められた構造となるよう適切な施工が必要です。そのため、市長の指定を受けた工事業（以下「指定工事者」という。）が行うこととしています。

一方で、近年の大規模災害の教訓により、災害からの早期復旧・復興には他都市の工事業の応援体制の構築が大切であることから、排水設備工事の分野においても応援体制の構築が可能となるよう規則を改正します。

2. 改正の概要

災害時等の非常時において市長が必要と認めた場合のみ、他都市で排水設備工事が施工できるよう指定を受けている者（以下「他市等の指定工事者」という。）も、本市の排水設備工事を施工できることとします。

また、他市等の指定工事者であることから、他の自治体で指定を受けていることを証明する届出を求めます。

3. 施行予定日

令和8年4月1日